

<桜の聖母短期大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生行動ガイドライン>

12/13 更新

1. 日常生活について

ワクチン接種の有無に関わらず、感染予防の原則として、日常生活において次の点を遵守してください。

1) 今後、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を発出した地域への不要不急の移動は、自粛してください。就職試験等で、やむを得ず、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を発出した地域への移動を希望する際は、必ず、学生支援部に連絡、相談をしてください。

さらに、そのような地域に移動をした際は、できるだけ2週間の自宅待機をし、体調管理簿（行動記録簿）を記入し、体調に異変がないことを確認してから登校してください。

なお、その間の授業欠席の取り扱いについては、「8) B」の通りです。

さらに、そのような地域からご家族が帰省する場合や知人等と一緒に過ごす場合には、屋内や家庭内であっても、マスクの着用と換気などの対策をしっかりと行い、2週間の体調管理簿（行動記録簿）を記入してください。<＊「体調管理簿」は毎日記入してください。>

2) 手洗いやアルコール消毒、うがい、咳エチケット（マスクの着用など）を徹底してください。

3) 「密閉・密集・密接」の「3密」を常に意識し、換気が悪い密閉空間を避け、人が多く集まる密集場所での距離（2M程度離れること）への留意や会話、大声での発声による飛沫が生じる密接場面（カラオケ等）を避けて行動してください。また、屋外であっても、大人数での飲食（バーベキュー、芋煮会等）は控えてください。マスクを外しての会話が最も感染リスクが高まります。特に食事の際は、十分に気を付け、食後は直ぐにマスクを着用してください。

また、散歩やジョギング、サイクリングなど運動をする際は、「密集」「密接」に留意してください。

特に、家族や友人等の複数人で行う際は、「密集」「密接」に留意し、できるだけマスクを着用して行ってください。

4) 每日2回（登校前、就寝時）検温をし、「体調管理簿」を記入してください。（「体調管理簿」は毎日記入してください。）なお、感染ルートや濃厚接触者を特定するために「体調管理簿」の提出を求めることがありますので、毎日必ず記入してください。

5) 十分に睡眠をとり（6時間以上）、主食、主菜、副菜を考慮したバランスの良い食事を3食摂り、散歩やジョギング、サイクリング、縄跳び等、適度に身体を動かし体調管理に気をつけ、免疫力の向上に努めてください。

6) 「体調が優れないときは外出をしない」ことや、「体調が優れない友達と遊ぶのは見送る」ようにしてください。

7) 体調管理簿に基づき、「体調不良」「風邪症状」を認めた際は、症状が治まるまで登校を控えると同時に、必ず、学生支援部まで連絡、相談してください。また、症状が4日以上続く場合は、まずはかかりつけ医か身近な医療機関までお問合せください。かかりつけ医がない、もしくはどこに相談して良いか分からない場合は、福島県の新型コロナウイルス相談窓口である「受診・相談センター【24時間対応】（0120-567-747）に電話をし、相談してください。

8) 以下の場合は、登校を控えてください。

A. 新型コロナウイルス感染症による出席停止となる場合。（出席停止の判断の目安）

a) 医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断された場合。

b) 医療機関等により新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と判断された場合。

c) 風邪のような症状、発熱、強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等の症状がある場合。

〈出席停止期間〉

- ・上記 A - a) の場合（新型コロナウイルス感染症と診断された場合）は、「治癒するまで」とし、登校する場合は、登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を提出する。
- ・上記 A - b) の場合は、保健センター等の自宅待機の指導が解かれるまで。
- ・上記 A - c) の場合（新型コロナウイルス感染症と診断されないが準じた症状のある場合）は、福島県の新型コロナウイルス相談窓口である「受診・相談センター【24時間対応】」（0120-567-747）に電話相談し、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとする。それ以外の場合は、症状が治まるまでとする。

B. 登校を控える場合

- a) 咳や発熱など風邪の症状があるとき。
- b) 家族や同居者に新型コロナウイルス感染症が疑われる人がいる場合。
- c) やむを得ず、海外渡航をした場合。（2週間の自宅待機をし、体調管理簿（行動記録簿）を記入し、体調に異変がないことを確認してから登校してください。）
- d) やむを得ず、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を発出した地域に移動をした場合。（できるだけ2週間の自宅待機をし、体調管理簿（行動記録簿）を記入し、体調に異変がないことを確認してから登校してください。）

前記 A に該当した場合は、学生支援部窓口に電話で報告し、対応について相談してください。また、医療機関を受診できず、診断がつかない場合も、必ず電話連絡をして、登校を控えてください。

前記 B - a), b), c), d) に該当する場合も同じく学生支援部窓口に電話連絡し、登校を控えてください。

なお、以上により欠席した場合は、履修要項 4.3 により、③伝染病による欠席のため欠席した場合、『欠席理由証明』（及び定められた添付書類：受診した医療機関の診断書）を速やかに学務部窓口に提出してください。

また同じく、⑧学務部長が判断する欠席事由として、A - b), c) B - a), b), c), d) で医療機関の診断書が得られない場合、「簡易経過報告書」を学務部に欠席理由証明書に添付し、提出してください。

科目的欠席が授業時間の 3 分の 1 を超えるとき、基準を超える欠席分を補講するなど、配慮することができます。さらに、欠席が授業の 2 分の 1 を超えるとき、原則として補講は行いませんが、新型コロナウイルス感染症にかかる場合、A - a), b), c) または、B - a), b), c), d) の事由については、学務部長の判断で補講を行うことがあります。

2. 学内での生活について

感染予防の原則として、学内での生活において、次の点を遵守してください。

- 1) 登校時を含む入館時（再入館時含）は、マルグリット館学生通用口で体温検査を行ってください。その際、アラームが鳴った等、発熱やその疑いがある場合は、事務室窓口に必ず、お越しください。
- 2) 手洗いやアルコール消毒、うがい、咳エチケット（マスクの着用など）を徹底してください。
なお、マスクを外す際は、マスクケースや専用としたクリアファイル、ビニール袋等に入れて、カバン等に入れてください。
- 3) エレベーターは、原則、4 階以上の利用の場合に限り、3 名までとしますが、できるだけ、利用を自粛してください。
- 4) 授業中等、急遽、体調不良となった場合は、直ちに退室し、事務室の学生支援部に報告、相談をしてください。
- 5) 昼食時は、以下の教室（＊参照）で、2M程度離れ、対面を避け、私語を控えて食事し、食後は直ぐにマスクを着用してください。また、昼食前は必ず、手洗いまたはアルコール消毒をし、昼食後は、各自で、教室前設置のアルコールをティッシュ等に付け、必ず消毒をし、ゴミは所定の場所（学生ホール

またはロッカールーム)に捨ててください。 *教室内のごみ箱は使用厳禁

*ランチルーム(場所を選んで利用)

| 建物・階 | ランチ教室 | 座り方・留意点 |
|------------|--|------------|
| マルグリット館 1階 | 学生ホール <学科、専攻問わず、毎日使用可> | 1人1テーブルを使用 |
| マルグリット館 3階 | 308教室 | 1人1卓(机)を使用 |
| マルグリット館 4階 | 402, 404, 413教室 | 1人1卓(机)を使用 |
| マルグリット館 5階 | 500, 501, 502, 503, 504, 505, 510教室 | 1人1卓(机)を使用 |

6) 当面の間、終日、カップ麺はじめ、コンビニの汁物等の残飯がでる食べ物は控えてください。

*学生ホールも同様

7) トイレでは感染防止のためハンドドライヤーの使用はできません。手洗い後は、持参のハンカチを使用するまたは、ペーパーホルダーを利用し、ゴミ箱に捨ててください。

8) 授業終了後、用事がない場合は、直ちに下校してください。

9) 空きコマや休憩時は、3密を意識し、大人数での会話や対面での会話、大きな声での会話、2M以内での会話を控えてください。また、物の共有もできるだけ控えてください。

3. 学内施設の利用

1) 健康管理室について

- 当面の間、2M程度の距離を保持した状態で、受付対応をします。怪我や体調不良で自力での帰宅が困難等やむを得ない場合は、別室に案内します。

2) 第1学生ホールについて

- 1テーブル1名で利用してください。また、他者とは2M程度離れること、対面にならない工夫をしてください。なお、利用時間は当面の間、19時00分までとします。

3) ロッカールームについて

- 荷物の出し入れ、トイレ利用の用事以外の利用は、当面の間、控えてください。なお、用事が済み次第退出してください。 *「長居をしない」を心掛けてご利用ください。

4) クラブ室について

- 当面の間、利用を控えてください。ただし、やむを得ず利用を希望する場合は、学生支援部に必ず、連絡、相談してください。

*サークル活動許可願を提出し、認められているサークルにおいても、荷物等の出入れを除き、利用を控えてください。

5) 学生会室(さくらルーム)について

- 利用を希望する場合は、学生支援部に必ず、連絡してください。

6) ラーニングコモンズ室について

- 当面の間、利用を控えてください。ただし、やむを得ず利用を希望する場合は、学生支援部に必ず、連絡、相談してください。

7) プレイルームについて

- 利用を希望する場合は、学生支援部に必ず、連絡し、「施設利用申請書」を提出してください。
なお、利用する際は、3密を防ぎ、手洗い、消毒を行い、隨時、換気を行ってください。

8) 保育棟(ピアノ室、図工室、保育室)について

- 入館時には入口の消毒薬で手指の消毒をしてください。
- ピアノ練習や工作、実習準備などの目的があり使用する際は、感染予防の観点から3密(密集・密接・

密閉) を避け、使用してください。教室利用の際は、常時少し窓を開けるなどの換気をしてください。

- ・ピアノ等の楽器の使用前には石鹼で手を洗うなど大切に使用ください。

(各教室に手指消毒薬を設置しています。適宜、消毒してください。)

- ・保育室隣のピアノ室の利用は、各ブース1名とします。

・各ピアノ（グランドピアノ、アップライトピアノ、保育室隣のピアノ室）の練習は、混雑時は30分以内で交代し、使用してください。

- ・保育室は乳幼児も使用する施設であることを考えて、大切に使用してください。

- ・各施設同様、体調不良時には入館しないでください。

9) 第2学生ホールについて

・当面の間、利用を控えてください。ただし、やむを得ず利用を希望する場合は、学生支援部に必ず、連絡、相談してください。

10) 学生相談室（マリアン講堂Rm355）について

- ・予約面談時以外は、当面の間、利用を控えてください。

11) パソコン室について

・前後、横1つ空けて、利用してください。また、利用前後は必ず、入口設置のアルコールで手指の消毒を行ってください。

12) キャリア支援センターについて

・センター内では3密を回避するため、次の行動を心がけてください。

①お一人での来室を心掛けてください。複数人での来室はできるだけ控えてください。

②用件が済んだら速やかに退室してください。密にならないよう、利用時間をずらすなどの工夫をしてください。

③センター内は狭い空間となっています。他者との距離を充分取るように心掛けてください。

④入室の際は、必ず入口設置のアルコールで手指消毒を行ってください。また、「求人票や活動報告書（過去の就職情報記録）」を閲覧する際も、手指消毒をこまめに行ってから資料に触れてください。

⑤個別相談については、事前予約を行った方を優先します。氏名・希望日時・応募先・選考スケジュールを的確に伝え、時間的な余裕をもって申込をしてください。なお、急遽、相談事項が発生した場合は、この限りではありませんので、遠慮なく相談してください。

⑥面接及び相談は、お互いの距離を充分取った上での対面方式、またはZOOMによる遠隔で行います。

ZOOMでの面談を希望する場合は、早めにご相談ください。

⑦一斉メール（学籍番号@ssjc.ac.jp）を使用して、適宜情報を発信しますので、定期的にメールのチェックをお願いします。

⑧各種証明書は発行まで3日程度かかります。余裕を持って申請してください。

13) 図書館について

・入室の際は、必ず入口設置のアルコールで手指の消毒を行ってください。退館の際も設置のアルコールで手指の消毒を行ってから、退館してください。

- ・閲覧座席は、2M程度、間隔を空けて使用してください。

14) 事務室について

- ・学務部、学生支援部での相談は、飛沫感染を防ぐため、カウンターのガラス窓越しに対応いたします。

・申請書等を作成し提出した後は、カウンター前のテーブル設置のアルコールで、手指の消毒を行ってください。

4. 課外活動（サークル活動、ボランティア活動）について

- 1) 当面の間、サークル活動は、19時00分までとします。また、学外での活動は、停止します。
なお、活動を行う際は、「マスクの着用」「手洗い、消毒」「3密回避」を原則に、感染予防対策を徹底してください。
- 2) ボランティア活動については、ボランティアセンター担当教員などの判断で、活動を許可いたします。

5. アルバイトについて

- 1) アルバイトを行う場合は、学生支援部に必ず、連絡、相談してください。
- 2) 保護者の方の収入が減り、家計が困窮し、学納金等に不安を抱えている方は、本学独自の奨学金他で救済をします。学生支援部に、相談してください。

6. 移動

- 1) 海外渡航を原則禁止します。必要な用事があり、やむを得ず渡航を希望する場合は、必ず、学生支援部に連絡、相談をしてください。なお、海外渡航をした場合は、2週間の自宅待機をし、体調管理簿（行動記録簿）を記入し、体調に異変がないことを確認してから登校してください。
- 2) 今後、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を発出した地域への不要不急の移動は、自粛してください。就職試験等で、やむを得ず、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を発出した地域への移動を希望する際は、必ず、学生支援部に連絡、相談をしてください。
さらに、そのような地域に移動をした際は、2週間の体調管理簿（行動記録簿）を記入し、できるだけ、2週間の自宅待機をし、体調管理簿（行動記録簿）を記入し、体調に異変がないことを確認してから登校してください。さらに、そのような地域からご家族が帰省する場合や知人等と一緒に過ごす場合には、屋内や家庭内であっても、マスクの着用と換気などの対策をしっかりと行い、2週間の体調管理簿（行動記録簿）を記入してください。<＊「体調管理簿」は毎日記入してください。>

7. 連絡体制

- 1) 大学からの重要な情報は、大学HPと学内メール（ssjc.ac.jp）、シェアポイントを通じてお知らせしますので、随時確認し、回答を要するものについては速やかに返答してください。

8. 新型コロナウイルス接触確認アプリについて

- 1) 厚生労働省は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の活用を推奨しています。本アプリは、感染の可能性をいち早く知ることができ、それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることが期待されています。

なお、個人が特定される情報や、陽性者と接触者（接触の可能性があると通知を受けた者）との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されているため、安心して活用できます。

また、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されることから、下記のURLまたはQRコードより詳細を確認して、インストールし、活用することをお勧めします。

《新型コロナウイルス接触確認アプリについて》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



9. その他

- 1) ワクチン接種をすれば、感染防止、重症化予防の効果がありますが、感染しないわけではありません。
感染力が強いデルタ株は、ワクチン効果が弱まると言われており、現に福島市内でも、十分な抗体ができるると考えられる2回目接種後2週間を経過した複数の方の感染が確認されています。また、世界的に増え続けているオミクロン株は、デルタ株以上に感染力が強く、2回の接種完了後も、油断することなく、マスク、手洗い・消毒、3密回避など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 2) 「ウィズコロナ」の状況の中、感染リスクをゼロにすることは出来ません。誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があることを踏まえ、感染した方を責める行為はなさらぬよう、お願いします。
- 3) 県内及び各都道府県の外出自粛等の行動制限の状況は、以下のQRコードより確認できます。



このガイドラインは、12月13日に更新し、施行する。